

市第94号議案 公立大学法人横浜市立大学の定款の変更

1 趣旨

「公立大学法人横浜市立大学定款（以下「定款」という。）」について、地方独立行政法人法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）等を受け、監事の任期及び副理事長の定数等を変更するものです。

2 変更内容

(1) 公立大学法人の監事の任期変更

地方独立行政法人法の改正により、公立大学法人の監事の任期に係る規定が新設されたことにより、定款に規定する法人の監事の任期を変更します。

【変更前】

(任期)
第 13 条
3 監事の任期は、2年とする。

変更

【変更後】

(任期)
第 13 条
3 監事の任期は、その任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 15 条第 2 項に規定する財務諸表承認日をいう。）までとする。

【参考】地方独立行政法人法

(学長の任期等)

第 74 条

4 公立大学法人の監事の任期は、第十五条第二項の規定にかかわらず、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 副理事長の定数変更

これまでの運営状況を踏まえ、法人の副理事長の定数を変更します。

【変更前】

(定数)
第 8 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 2人、理事 10 人以内及び監事 2 人を置く。

変更

【変更後】

(定数)
第 8 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 2人以内、理事 10 人以内及び監事 2 人を置く。

(3) その他

今回の改正に合わせて、規定の整備を図ります。

3 今後のスケジュール(予定)

平成 31 年 1 月 総務省・文部科学省への認可申請
4 月 変更後定款の運用開始